

家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱 新旧対照表
(令和4年9月改正分)

新	旧
<p>家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 令和4年6月21日付4都環公温地第695号 <u>(改正) 令和4年9月6日付都環公温地第1309号</u></p> <p>第1条から第4条まで(現行のとおり)</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第5条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>一 (現行のとおり)</p> <p>二 太陽光発電システムを設置する場合にあっては、第4条第1項で定める蓄電池システムを併せて設置<u>又は過去に国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電池システムを既に設置していること。</u></p> <p>三 (現行のとおり)</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>四 助成対象者が第3条第1項第一号イに該当する場合には、リース等の契約において助成金額分が控除されていること。</p>	<p>家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(制定) 令和4年6月21日付4都環公温地第695号</p> <p>第1条から第4条まで(略)</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第5条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 太陽光発電システムを設置する場合にあっては、第4条第1項で定める蓄電池システムを併せて設置<u>すること。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>当該太陽光発電システムに係る領収書等に記載された領収日が、当該蓄電池システムに係る領収書等に記載された領収日の前後90日以内であること。</u></p> <p>五 助成対象者が第3条第1項第一号イに該当する場合には、リース等の契約において助成金額分が控除されていること。</p>

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定め、公社が必要かつ適切と認められたものであって、第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

2 (現行のとおり)

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、既に蓄電池システムを設置している住宅に太陽光発電システムを設置する場合には、公社が交付決定をする日より前に契約締結又は工事をしたものであっても、令和4年4月1日から同年9月30日までに契約締結又は工事をして助成対象機器を設置したもので、同年10月31日までに第8条の規定により交付の申請を行ったものについては助成対象経費に含まれるものとする。

第7条 (現行のとおり)

(助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定め、公社が必要かつ適切と認められたものであって、第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定め、公社が必要かつ適切と認められたものであって、第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

2 (略)

第7条 (略)

(助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定め、公社が必要かつ適切と認められたものであって、第12条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

なお、太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に設置する場合にあっては、太陽光発電システムに関する交付申請及び蓄電池システムの交付申請は同時に行うこととする。

2 から 3 （現行のとおり）

第 9 条から第 20 条まで（現行のとおり）

（実績の報告）

第 21 条 助成事業者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 3 号様式または第 4 号様式）及び別表 2 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システム及び蓄電池システムを同時に設置した場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等と蓄電池システムに関する助成金実績報告書等の提出は同時に行うこととする。

一から三 （現行のとおり）

四 当該助成対象経費が第 6 条第 3 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時に既に当該助成対象機器が設置されているもの 助成金の交付の申請を行う日と同じ日

五 当該助成対象経費が第 6 条第 3 項に該当する経費であって、第 8 条第 1 項の助成金の交付申請時には、まだ当該助成対象機器が設置されていないもの 助成対象機器を設置した日から 180 日を経

なお、太陽光発電システムに関する交付申請を行う場合は、蓄電池システムの交付申請と同時に行うこととする。

2 から 3 （略）

第 9 条から第 20 条まで（略）

（実績の報告）

第 21 条 助成事業者は、次の各号に掲げる時期に、助成事業実績報告書（別記第 3 号様式または第 4 号様式）及び別表 2 に掲げる書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等を提出する場合は、蓄電池システムに関する助成金実績報告書等の提出と同時に行うこととする。

一から三 （略）

過する日又は令和8年9月30日のいずれか早い日まで

2 (現行のとおり)

第22条から第35条まで (現行のとおり)

附則 (令和4年6月21日付4都環公温地第695号)
本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附則 (令和4年9月6日付4都環公温地第1309号)
本交付要綱は、令和4年9月6日から施行する。

2 (略)

第22条から第35条まで (略)

附則 (令和4年6月21日付4都環公温地第695号)
本交付要綱は、令和4年6月21日から施行する。

【別表1】蓄電池システム

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者(個人)本人確認書類	○		○※		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の本人確認書類を提出すること。
3	助成申請者(法人)実在証明書類		○		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の実在証明書類を提出すること。
4	蓄電池システムの所有者(リース等の事業者等)実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
5	蓄電池システムの見積書(写し)	○	○	○	○	
6	太陽光発電システムが新設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	見積書(写し) ※太陽光発電システムを新規で同時に設置する場合に限る。
7	太陽光発電システムが既設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書)、買取期間満了通知書、電力会社の買取明細書、接続契約のご案内、保証書のうちいずれか一つの写し ※太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器を設置する場合に限る。
8	重要事項説明書等(案)		○※			※住宅供給事業者が販売するために設置した場合に限る。
9	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	会社の指示に従い提出すること。

【別表1】蓄電池システム

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	助成申請者(個人)本人確認書類	○		○		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ
3	助成申請者(法人)実在証明書類		○		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ
4	設置予定機器の所有者(リース等の事業者等)実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ
5	設置予定機器の見積書(写し)	○	○	○	○	
6	太陽光発電システムが新設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	見積書(写し) ※太陽光発電システムを新規で同時に設置する場合に限る。
7	太陽光発電システムが既設であること及び発電出力を証明する書類	○※	○※	○※	○※	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書)、買取期間満了通知書、電力会社の買取明細書、接続契約のご案内のうちいずれか一つの写し ※太陽光発電システム既設の住宅へ助成対象機器を設置する場合に限る。
8	重要事項説明書等(案)		○※			※住宅供給事業者が販売するために設置した場合
9	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	会社の指示に従い提出すること。

【別表1】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	蓄電池システム概要書	○※	○※	○※	○※	※既に蓄電池システムを設置している住宅に、太陽光発電システムを設置する場合に限る。
4	既に設置している蓄電池システムの保証書	○※	○※	○※	○※	※既に蓄電池システムを設置している住宅に、太陽光発電システムを設置する場合に限る。 なお、保証書により証明できない場合、納品書、設置状況・銘板等の写真を求める場合がある。公社の指示に従い提出すること。
5	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○※		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の本人確認書類を提出すること。
6	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ ※共同申請の場合、使用者の実在証明書類を提出すること。
7	太陽光発電システムの所有者（リース等の事業者等）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ
8	太陽光発電システムの見積書	○	○	○	○	
9	助成対象住宅の登記事項証明書	○※	○※	○※	○※	※既存住宅として申請する場合に限る。
10	リース申込書・リース見積書			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結しようとする場合に限る。

【別表1】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成金交付申請書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	助成申請者（個人）本人確認書類	○		○		運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人カードのうちいずれか一つ
4	助成申請者（法人）実在証明書類		○		○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ
5	設置予定機器の所有者（リース等の事業者等）実在証明書類			○	○	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書のうちいずれか一つ
6	建物の登記事項証明書	○	○	○	○	既存住宅か新築住宅か分かるもの（法律上の新築住宅と異なる）
7	太陽光発電システムの見積書	○	○	○※	○※	※リース申込書、リース見積書
8	助成対象住宅の全景写真	○※	○※	○※	○※	※既存住宅として申請する場合に限る。
9	設置に係る決議書又はこれに代わるもの	○※	○※	○※	○※	※共用部設置の場合に限る。
10	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

11	太陽光発電システムの設置に係る決議書又はこれに代わるもの	○※	○※	○※	○※	※集合住宅の共用部設置の場合に限る。
12	その他会社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	会社の指示に従い提出すること。

【別表2】（蓄電池システム）

	必要書類	申請者種別				備考	
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)			
		個人	法人	個人	法人		
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○		
2	蓄電池システムの売買等契約書（写し）	○	○			売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。	
3	蓄電池システムのリース等の契約証明書類			○	○	リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。	
4	蓄電池システムの領収書（写し）・領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。	
5	蓄電池システムの保証書（写し）	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者宛てに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。	
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○		
7	設置機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	○	○		
8	重要事項説明書等		○※			内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合に限る。	
9	通帳・口座証明書	○	○	○	○		
10	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	新設	○	○	○	○	接続契約のご案内（写し） ※太陽光発電システムを新規で同時に設置した場合
		既設	○	○	○	○	電力会社の買取明細書 ※太陽光発電システムを既設の住宅へ助成対象機器を設置した場合
11	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。	

【別表2】（蓄電池システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	助成事業実績報告書	○	○	○	○	
2	設置機器の売買等契約書（写し）	○	○			売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3	設置機器のリース等の契約証明書類			○	○	リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	設置機器の保証書（写し）	○	○	○	○	保証書の提出が困難な場合は、機器の販売元等が申請者宛てに発行する「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。
6	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
7	設置機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	○	○	
8	重要事項説明書等		○※			内容が確定されたものであること。 ※住宅供給事業者が販売するために設置した場合に限る。
9	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
10	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	○※	○※	○※	○※	接続契約のご案内（写し） ※太陽光発電システムを新規で同時に設置した場合に限る。
11	その他公社が審査に必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表2】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書又は赤印契約書（写し）	○	○	○	○	契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	太陽光発電システムの領収書（写し）・領収書の内訳	○	○	○	○	領収書の日付が交付決定日より後のものであること。
5	太陽光発電システムの保証書（写し）	○	○	○	○	モジュール及びパワーコンディショナーの保証書
6	太陽電池モジュールの出力対比表	○※	○※	○※	○※	※モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
7	接続契約のご案内（写し）	○	○	○	○	
8	太陽光発電システムを設置した助成対象住宅の全景写真	○	○	○	○	
9	太陽電池モジュールの設置完了後の写真	○	○	○	○	
10	太陽電池モジュールの割付図	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	リース等の契約証明書類			○	○	太陽光発電システムに係るリース契約を締結した場合に限る。 リース等の契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
13	その他公社が必要と認める書類	○※	○※	○※	○※	公社の指示に従い提出すること。 ※助成対象住宅が建替えの場合は、建物の登記事項証明書を再提出すること。

【別表2】（太陽光発電システム）

	必要書類	申請者種別				備考
		個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
		個人	法人	個人	法人	
1	実績報告書	○	○	○	○	
2	太陽光発電システム設置概要書（指定様式）	○	○	○	○	
3	太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書（写し）	○	○	○	○	契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
4	太陽光発電システムの領収書（写し）	○	○	○※	○※	※サービス申込書兼契約書を併せて提出すること。
5	モジュールの保証書（写し）	○	○	○	○	
6	パワーコンディショナーの保証書（写し）	○	○	○	○	
7	出力対比表	○※	○※	○※	○※	※保証書が提出できない場合または保証書において必要項目が確認できない場合に限る。
8	接続契約のご案内（写し）	○	○	○	○	
9	機器を設置した建物及び設置機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真	○	○	○	○	
10	太陽光発電システムの設置前及び設置後の状況を示す写真	○	○	○	○	
11	通帳・口座証明書	○	○	○	○	
12	その他公社が必要と認める書類	○	○	○	○	公社の指示に従い提出すること。